

研究機関名：東北大学

1.受付番号	2019-005
2.研究課題名	代理意思決定後のがん患者の家族が経験する罪悪感の変化プロセスに関する質的研究
3.研究期間	令和元年 9 月（部局長承認後）～ 令和 3 年 3 月 31 日
4.研究の概要	<p><b>意義・目的</b></p> <p>代理意思決定後に終末期がん患者の家族が経験する罪悪感を軽減するための支援の重要性が先行研究から示唆されているが、家族の経験する罪悪感やその支援について実証的な検討が行われておらず、まず支援の方向性の示唆を得る必要があるといえる。</p> <p>本研究は、代理意思決定後に家族が経験した罪悪感の経時的変化や家族の対処行動、医療者や他の家族らによる罪悪感への支援やサポートについて現状を明らかにすることを目的とし、以下 2 点の研究を行う。</p> <p>研究 I において、代理意思決定後の家族の罪悪感への対処行動と周囲からのサポートに注目し、罪悪感が増加するプロセスを遺族の視点から明らかにする。なお、研究 I では、倫理的配慮から調査対象を調査時点で精神的不適応をきたしていない遺族とするため、罪悪感により精神的な不適応をきたすプロセスを十分に明らかにすることができない可能性がある。そのため、研究 II において、死別後の遺族の支援に携わる医療者の視点からこの点を補足する。</p> <p><b>方法</b></p> <p>研究 I：研究対象者は家族をがんで看取る中で代理意思決定を行った遺族 30 名程度とする。研究対象者への口頭での募集をするため、遺族会等の遺族の交流の場を企画、運営している病院、県ごとに設置されているがん支援センター、NPO 団体、遺族会、グリーフケアに携わる人材の育成機関等に調査を説明する機会を設けてもらえるよう依頼をする。了承が得られた団体において、活動に参加している遺族に口頭で調査の趣旨と説明を行った後に募集をおこなう。適格基準として、死別体験のストレスや調査の侵襲を配慮し、(1)がんで家族を看取った経験があること、(2)死別後 1 年以上が経過していること、(3)代理意思決定を最終的にこなった経験があること、(4)代理意思決定後に罪悪感を経験したことがあること、(5)調査の趣旨と調査内容の説明を調査実施者から受け、調査に耐えうる精神状態であると本人が判断し、インタビュー前に改めて確認し同意が得られた者、とする。</p> <p>代理意思決定後に家族が経験した罪悪感の内容、家族の対処行動、周囲から受けたサポートについて、60～90 分のインタビュー調査を予定している。</p> <p>研究 II：遺族外来等で死別後の遺族の支援に携わる医療者 5 名を対象とする。なお、適格基準として遺族支援に従事した経験年数が 5 年以上の者に依頼をする。代理意思決定後に家族が経験した罪悪感の内容、家族の対処行動、周囲から受けたサポートについて、研究 I の結果をふまえた補足点について、医療者の支援内容について、60～90 分のインタビュー調査を予定している。</p> <p>研究 I と II に共通し、インタビュー中に身体・精神的な負担が生じたと参加協力者本人及び研究者等が感じた場合は、調査を速やかに中断する。研究参加者への謝礼は 1000 円分の QUO カードと、希望があれば結果のフィードバックを行う。</p>

**問い合わせ・苦情等の窓口**

東北大学大学院 教育学研究科 総合教育科学専攻  
臨床心理研究コース 電話番号：022-795-6140

東北大学川内南地区「人を対象とする医学系研究」  
倫理審査委員会事務局 電話番号：022-795-6103